

2021年12月2日

東京多摩公団住宅自治会協議会

会長 多和田 米 浩



居住の安定確保と家賃負担軽減の政策改善についてのお願い

公団住宅居住者には日ごろ格別のご高配にあずかり厚くお礼申しあげます。まだ新型コロナウイルス禍が危ぶまれるなか新たな国会が始まります。ご活躍を大いに期待しています。よろしく願いいたします。

1) コロナ危機は、住まいの役割とその大切さを改めて感じさせました。今後に向けては高齢化と家族の単身化の進行にともない、住宅施策の見直しが急務になっています。政府は高齢者・低所得者等にたいし「三本柱」として①公営住宅の建て替えによる供給、②民間空き家活用の登録住宅の推進、③サービス付き高齢者向け住宅の整備をにかけていますが、施策の実効性、問題点は検証されておらず、名目には程遠い実態にあるようです。国会においてぜひご審議たまわりたく願います。

2) こうした背景もあって、公団住宅の役割と期待は高まっています。ところが都市機構は「セーフティネット住宅」の法的位置づけにもかかわらず市場家賃一本鎗の高家賃政策をとり、空き家率2～3割をも長年放置する一方、コロナ禍のもとでも次々募集家賃の引き上げをおこない、居住者には家賃値上げを危惧させています。公団住宅をめぐっては、コロナ禍にかぎらず家を失う人、不健康な住まいを強いられている人たちのほか、居住者にも機構の高家賃に耐えられず不安を深め、退去する方も少なくありません。公団住宅は貴重な国民資産、かつ「セーフティネット住宅」として十分に役割を果たすべきです。

3) 都市機構法 25 条 4 項「家賃の減免」を実施してください。機構法は、市場家賃を原則にしながらも、公共住宅として「家賃支払いが困難な場合」の家賃減免が規定されていますが、実施していません。2016 年には「公営住宅基準層には公営並み減免を講じていく」との大臣発言があります。内閣は法律を誠実に執行すべきですし（憲法 73 条）、立法府はそれを要求すべきです。

また同じ趣旨から、国民だれもが健康で安心して住生活を送ることができる住宅施策、とくに国および自治体による家賃補助制度の検討、その確立を強く要請します。

以上